

# 広島経済大学 免許状更新講習要項 2010年度(平成22年度)

## 1 実施場所

広島経済大学（広島市安佐南区祇園五丁目37番1号）

## 2 募集定員

■教育の最新事情（必修領域）・・・計40名

■教育内容の充実（選択領域）・・・計40名

※各講習とも5名に達しない場合は、未開講とします。

## 3 講習日程

■教育の最新事情【中学校・高等学校の現職教員又は免許状所持者等を対象とした講習】（必修領域）

講習日	時間	内 容		担当者	
8月19日 (木)	8:30~8:40	受付（出席確認）		教務課	
	8:40~8:50	オリエンテーション		神田 義浩	
	1時限	9:00~10:30	教職についての省察	専門職たる教員の役割	志々田 まなみ
	2時限	10:45~12:15		学校を巡る状況変化	田中 泉
	12:15~13:00		昼休憩		
	3時限	13:00~14:30	子どもの変化についての理解	子どもの発達に関する課題	神田 義浩・森田 裕司
	4時限	14:45~16:15		子どもの適切な指導	森田 裕司・神田 義浩
	5時限	16:40~17:40	履修認定試験		神田 義浩・田中 泉 森田 裕司・志々田 まなみ
講習日	時間	内 容		担当者	
8月20日 (金)	8:40~8:50	受付（出席確認）		教務課	
	1時限	9:00~10:30	教育政策の動向についての理解	教育改革の動向	樋口 雅夫
	2時限	10:45~12:15	学校の内外における連携協力についての理解	学校組織マネジメント	餅川 正雄
	12:15~13:00		昼休憩		
	3時限	13:00~14:30	教育政策の動向についての理解	学習指導要領改訂等の動向	樋口 雅夫
	4時限	14:45~16:15	学校の内外における連携協力についての理解	学校における危機管理上の課題	餅川 正雄
	5時限	16:40~17:40	履修認定試験		餅川 正雄・樋口 雅夫
	17:50~18:05		事後アンケート		餅川 正雄・樋口 雅夫

※予備日（交通機関の運行停止等による休講措置）・・・8月21日（土）・22日（日）

※講習全日程の合計時間数・・・14時間

## ■教育内容の充実（選択領域）

テーマ：「商業教育の最新事情：現場を見る目を養う」

講習日	時間	内 容	担当者
8月9日 (月)	8:30~8:40	受付（出席確認）	教務課
	8:40~8:50	オリエンテーション	神田 義浩
	1時限 9:00~10:30	マーケティング研究の最新動向Ⅰ	池田 信寛
	2時限 10:45~12:15	マーケティング研究の最新動向Ⅱ	池田 信寛
	12:15~13:00	昼休憩	
	3時限 13:00~14:30	マネジメント研究の最新動向Ⅰ（戦略と組織）	堀江 浩司
	4時限 14:45~16:15	マネジメント研究の最新動向Ⅱ（ガバナンス・CSR）	榎田 智子
	5時限 16:40~17:40	履修認定試験	池田 信寛・堀江 浩司・榎田 智子
講習日	時間	内 容	担当者
8月10日 (火)	8:40~8:50	受付（出席確認）	教務課
	1時限 9:00~10:30	流通研究の最新動向	細井 謙一
	2時限 10:45~12:15	流通の現場を見る（現地視察）	細井 謙一
	12:15~13:00	昼休憩	
	3時限 13:00~14:30	視察結果の整理・発表準備	細井 謙一
	4時限 14:45~16:15	発表と講評	細井 謙一
	5時限 16:40~17:40	履修認定試験	細井 謙一
	講習日	時間	内 容
8月11日 (水)	8:40~8:50	受付（出席確認）	教務課
	1時限 9:00~10:30	会計研究の最新動向Ⅰ（簿記・財務諸表・会計史）	池村 恵一・杉田 武志
	2時限 10:45~12:15	会計研究の最新動向Ⅱ（財務管理）	小谷 幸生
	12:15~13:00	昼休憩	
	3時限 13:00~14:30	ビジネス教育の最新動向Ⅰ（解説）	細井 謙一・山内 昌斗
	4時限 14:45~16:15	ビジネス教育の最新動向Ⅱ（実習）	細井 謙一・山内 昌斗
	5時限 16:40~17:40	履修認定試験	細井 謙一・小谷 幸生・山内 昌斗 池村 恵一・杉田 武志
	17:50~18:05	事後アンケート	神田 義浩

※予備日（交通機関の運行停止等による休講措置）・・・8月12日（木）・13日（金）

※講習全日程の合計時間数・・・21時間

## 4

## 受講対象

平成23年3月31日及び平成24年3月31日が修了確認期限の方で、以下の方が対象となります。

### ■教育の最新事情（必修領域）

- ① 中学校・高等学校の免許状所持者で、現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- ② 中学校・高等学校の免許状所持者で、実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③ 中学校・高等学校の免許状所持者で、教員採用内定者
- ④ 中学校・高等学校の免許状所持者で、過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑤ 中学校・高等学校の免許状所持者で、教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（又は非常勤）教員リストに登載されている者
- ⑥ 中学校・高等学校の免許状所持者で、教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ⑦ 中学校・高等学校の免許状所持者で、国又は地方公共団体の職員等で免許管理者が定める者  
（※⑦については、各自、都道府県の教育委員会にお問い合わせください。）

- ⑧ 中学校・高等学校の免許状所持者で、学校教育法施行規則第150条3号の規定により文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- ⑨ 中学校・高等学校の免許状所持者で、少年院法第1条に規定する少年院において同法第4条第1項各号に掲げる教科を担当する職員

#### ■教育内容の充実（選択領域）

- ① 高等学校（商業）の免許状所持者で、中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- ② 高等学校（商業）の免許状所持者で、中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の実習助手、寄宿舎指導員
- ③ 高等学校（商業）の免許状所持者で、中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員採用内定者
- ④ 高等学校（商業）の免許状所持者で、過去に中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員として勤務した経験のある者
- ⑤ 高等学校（商業）の免許状所持者で、教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（又は非常勤）教員リストに記載されている者
- ⑥ 高等学校（商業）の免許状所持者で、教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ⑦ 高等学校（商業）の免許状所持者で、国又は地方公共団体の職員等で免許管理者が定める者  
（※⑦については、各自、都道府県の教育委員会にお問い合わせください。）
- ⑧ 高等学校（商業）の免許状所持者で、学校教育法施行規則第150条3号の規定により文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- ⑨ 高等学校（商業）の免許状所持者で、少年院法第1条に規定する少年院において同法第4条第1項各号に掲げる教科を担当する職員

※教員でなく、また教員になる予定もない方は、免許状を持っていても受講できません。

※臨時任用（又は非常勤）教員リストが無い場合、教員を任命・雇用することができる学校法人や教育委員会が認めれば対象となります。

※参考：平成23年3月31日が修了確認期限の生年月日

- 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
- 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日
- 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日

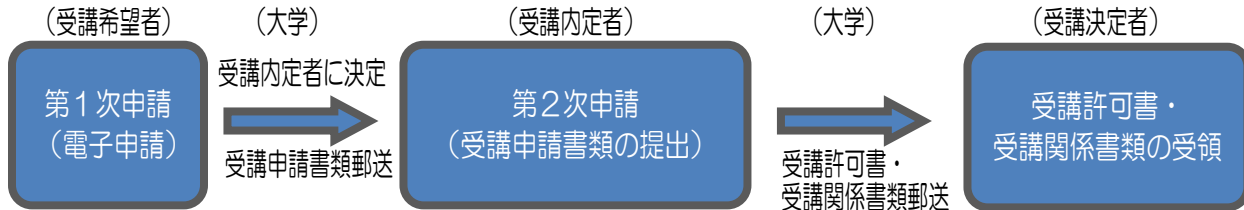
平成24年3月31日が修了確認期限の生年月日

- 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
- 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日
- 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日

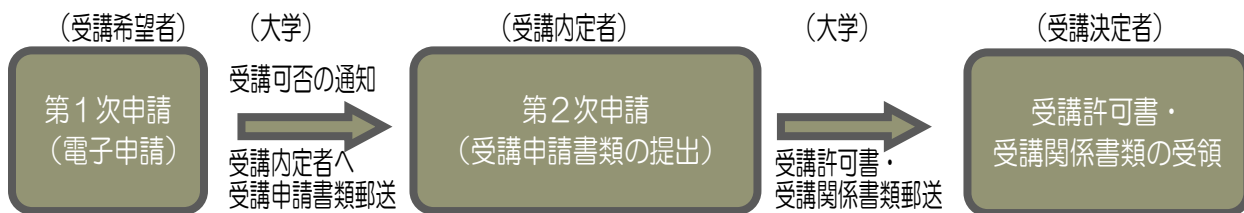
## (1) 申請方法

受講申請の受付は、第1次申請と第2次申請に分けて行います。

## [本学卒業生]



## [一般]



## 【第1次申請】 受講内定者決定のための申請（電子申請）

## [本学卒業生]

- ① 申請期間内に申請をした場合は、すべて受講内定者として決定します。
- ② 申請期間内に、本学ホームページ<http://www.hue.ac.jp>（免許状更新講習）添付の「免許状更新講習受講希望者用申請フォーム」に必要事項を入力し、申請をしてください。
- ③ 申請後、手続完了のメールを送信しますので、確認をしてください。  
※ただし、申請内容について不明な点等がある場合は、後日本学から確認の連絡をします。

## [一般]

- ① 申請期間内に申請をした場合は、先着順で受講内定者を決定し、その結果（受講の可否）を、後日登録いただいたメールアドレスに通知します。電話での問い合わせは一切受け付けません。
- ② 申請期間内に、本学ホームページ<http://www.hue.ac.jp>（免許状更新講習）添付の「免許状更新講習受講希望者用申請フォーム」に必要事項を入力し、申請をしてください。
- ③ 申請後、手続完了のメールを送信しますので、確認をしてください。  
※ただし、申請内容について不明な点等がある場合は、後日本学から確認の連絡をします。

※「教育の最新事情」の受講希望者は、本学で2日間の全日程で受講できる方のみ申請できます。  
 ※「教育内容の充実」の受講希望者は、本学で3日間の全日程で受講できる方のみ申請できます。  
 ※「教育の最新事情」、「教育内容の充実」のどちらか一方のみの受講も可能です。

## 【第2次申請】 受講申請書類の提出（受講内定者）

受講内定者に、本学から以下の受講申請書類を郵送しますので、申請期間内に提出をしてください。  
受講申請書類を申請期間内に提出された方に、本学から「受講許可書」を郵送します。

- ① 「2010年度（平成22年度）広島経済大学免許状更新講習受講申込書」  
就業先の所属長等から受講資格確認証明を受け、写真を貼付してください。

- ② 「受講料納付確認票」

受講料は、金融機関指定の振込用紙に必要事項を記入の上、以下の振込先に振込をしてください。

### 【振込先】

銀行名	もみじ銀行
支店名	本店
口座種別	普通預金
口座番号	2430435
口座名義	学校法人石田学園 理事長 石田 恒夫
口座名義カナ	ガッポリマツイダガクイン リゾチヨ イダ ヲチ

※受講料は、受講を希望される講習分の金額を振込してください。

※振込手数料は、受講者の方の負担となります。

※本学の窓口や郵送による納付は受け付けておりません。

振込後、「受講料納付確認票」に、「振込金受取書」又はゆうちょ銀行の場合は「振替払込請求書兼受領証」の  
コピーを貼付してください。

- ③ 120円切手・1枚（「受講許可書」・「受講関係書類」送付用）

- ④ 写真・2枚（4cm×3cm）

「免許状更新講習受講申込書」に貼付する写真とは別に2枚必要です。

## (2) 申請期間

【第1次申請】 平成22年4月14日（水）～平成22年4月30日（金）最終日の16：00まで

※平成22年4月30日（金）16：00までに各講習とも5名に達しない場合は、未開講となります。

未開講の場合は、決定次第、登録いただいたメールアドレスに通知します。

【第2次申請】 平成22年5月17日（月）～平成22年5月21日（金）（消印有効）まで

## 6

## 受講料

■教育の最新事情（必修領域）…12,000円

■教育内容の充実（選択領域）…18,000円

- ① 第2次申請手続まで完了した方で、平成22年7月30日（金）【締切日消印有効】までに、本学所定の受講辞退届を提出した場合のみ受講料を返還します。
- ② 締切日を過ぎて辞退した場合には返還できません。
- ③ 返還手続の詳細については、第2次申請手続時にお知らせします。

受講にあたって、お知らせいただく個人情報は、以下の目的以外には使用いたしません。

- 受講通知 ●履修登録 ●講習・履修認定試験の運営 ●受講者の管理に関する事 ●公官庁への諸報告
- その他、各種証明書等の発行、受講料の管理、各種統計・調査、各種連絡・通知・案内などに関する事

なお、広島経済大学個人情報保護方針は以下のとおりです。

#### 学校法人石田学園広島経済大学個人情報保護方針

学校法人石田学園広島経済大学（以下「本学」という。）は、個人の人権を尊重する立場から、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。

1. 本学は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。また、学校法人石田学園広島経済大学個人情報保護規程を定め、個人情報の保護方針を着実に実行し、維持するとともに継続的な改善に努めます。
2. 本学は、個人情報保護に関する管理体制を確立するとともに、学校法人石田学園広島経済大学個人情報保護規程を教職員及びその他の関係者に周知し、その遵守徹底に努めます。
3. 本学は、個人情報を個人情報の主体である本人（以下「本人」という。）に明示、通知又は公表した利用目的の範囲内で取り扱います。また、本学は、個人情報を本人の同意がある場合又は正当な理由がある場合を除き、第三者に開示又は提供しません。
4. 本学は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つとともに、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の予防に努めます。
5. 本学は、本人からの情報開示及び訂正等の申し出には、合理的な期間及び妥当な範囲において誠実かつ迅速に対応します。

## ■個人情報保護に関する問い合わせ先

広島経済大学 総務部総務課

TEL(082)871-1000

## ■免許状更新講習に関する問い合わせ先

広島経済大学 学務センター教務課

〒731-0192 広島市安佐南区祇園五丁目37番1号

TEL(082)871-1001 FAX(082)871-1666